

令和5年度補正予算枠 要望調査対象事業一覧

みどりの食料システム戦略**緊急対策**交付金交付等要綱（以下「緊急対策交付等要綱」という。）に定める事業のうち、以下のもの。

- ~~（1）有機農業産地づくり推進事業【緊急対策交付等要綱別記1】~~
- （2）有機転換推進事業【緊急対策交付等要綱別記2】
- （3）グリーンな栽培体系への転換サポート
【緊急対策交付等要綱別記3】
- （4）SDGs対応型施設園芸確立【緊急対策交付等要綱別記4】
- （5）バイオマス地産地消の推進【緊急対策交付等要綱別記5】
- （6）バイオマス地産地消施設整備
【緊急対策交付等要綱別記6-1】
- （7）環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策
【緊急対策交付等要綱別記6-2】

※「有機農業産地づくり推進事業」は、今回調査対象外です

(2)有機転換推進事業

【目的】

慣行農業から**国際水準の有機農業**への農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者に対し、**転換初年度の掛かり増し経費**を支援

【事業実施主体】

- (1) 市町村または県
- (2) 市町村または県、若しくはその両方を含む協議会

(2)有機転換推進事業

【言葉の定義】

◎ 慣行農業

化学的に合成された肥料又は農薬若しくはその両方を用いて行う農業

◎ 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

◎ 国際水準の有機農業

有機農産物の日本農林規格（＝有機JAS）に定められた取組水準の有機農業

(2)有機転換推進事業

【支援内容】

ア 転換支援事業

国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者
(= **交付申請者**) に対し、種苗や肥料といった生産資材
の切替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費を支援

イ 転換支援円滑化事業

交付金の交付事務、本事業の実績報告の確認及び
指導、実施状況の確認及び指導にかかる事務費を支援

(2)有機転換推進事業

【交付申請者】

以下、別記2第2の2の要件を**全て**満たす農業者

- ◎慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者、
または国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者
- ◎営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること
- ◎販売目的であること
- ◎本事業終了後も引き続き国際水準の有機農業を継続する意向があること
- ◎**【新】** 通称「みどりの食料システム法」に基づく認定を受けている、または目標年度（2年後）までに認定を受ける予定であること

(2)有機転換推進事業

【補助率】

アの取組み **20,000円/10a以内**

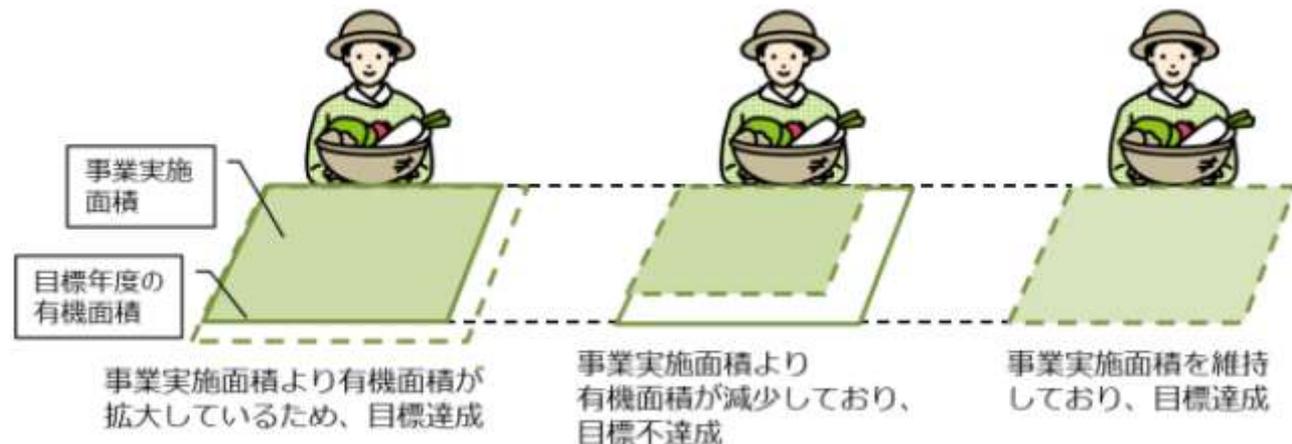
※申請に当たっての下限面積は10aです。

※申請額の合計が予算額を上回った場合、減額されることがあります。

イの取組み 交付申請者からの要望額の **1割以内**

【成果目標】

事業実施年の2年後において、対象者の有機農業に取り組むほ場の面積が維持又は拡大されていること。



(2)有機転換推進事業

【申請書類】

- 調査様式 1
- 事業実施計画書(別紙様式第 2 号)
- 別紙様式第 2 号別添
- 別紙様式第 2 号別添 別紙 1 - 1
- (※協議会の場合)協議会規約、会計規約等
- (※協議会の場合)協議会構成員名簿
- (※推進事業を行う場合)
経費の根拠資料(見積書、単価が記された会計規約 等)

その他、別紙様式第16号- 1 ~ 3 (農業者が市町村等へ提出) を
交付申請までに提出

(2)有機転換推進事業

【申請の流れ】

農業者 ⇒ (協議会等) ⇒ **市町村**
⇒ 農業農村支援センター

※市町村の皆様

農業者（交付申請者）からの申請取りまとめ（間接補助）
にご協力をお願いします

→「環境保全型直接支払交付金」との兼ね合い、農地の
利用権設定状況など対象農地の要件を確認いただく
必要があるため

(2)有機転換推進事業

【対象農地の考え方】

以下、別記2第2の5の要件を満たす農地

- ◎ 交付を受けようとする農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する耕地（販売権の委託を含む農業受託契約を締結しているものを含む）
- ◎ 面積は「本地面積」とし、畦畔、はざ場等の作物の作付けが不可能な農地は含まない
- ◎ 作物を作付けしていない場合、または販売を目的としていない作物を作付けしている場合、その面積を含まない
- ◎ 一ほ場で複数品目を連作するほ場については、当該ほ場で生産を行う一作期分の面積が対象
- ◎ 交付申請の前作で有機農業の取組が行われているほ場は含まない
- ◎ 肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行うこと。
- ◎ 土壌を利用しない栽培方法（水耕栽培等）による面積、永年性飼料作物の面積は除く

(2)有機転換推進事業

【留意事項】

- ・ **環境保全型農業直接支払交付金**との兼合い

⇒重複申請が可能です。

ただし、環境保全型農業のうち化学合成農薬及び化学合成肥料を**使用しない農法**により生産を行っている場合や**「有機農業」の取組みで交付を受けている**場合は、すでに**「有機農業」を取組んでいる**ことになり、**本事業の支援の対象になりません。**

(2)有機転換推進事業

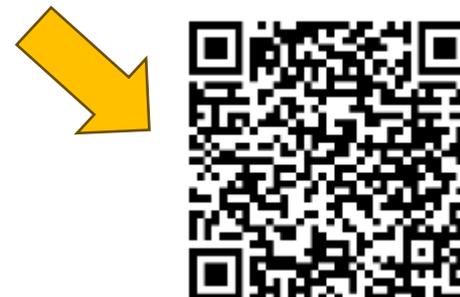
【留意事項】

・対象品目の考え方

⇒「環境保全型農業直接支払交付金」の対象品目と同じ
考え方で整理

◎参考

長野県における環境保全型農業直接支払交付金について



(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

◎ 詳細は別冊資料2（農林水産省資料）もご覧ください

【目的】

「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る

「グリーンな栽培体系」

= 「環境にやさしい栽培技術」と

「省力化に資する技術」を組み合わせた栽培体系

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

【環境にやさしい栽培技術】

★化学農薬の使用量の低減

★化学肥料の使用量の低減

- ・有機農業の取組面積拡大に向けた栽培体系の検討
- ・水田からのメタンの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用
- ・石油由来資材からの転換
- ・プラスチック被覆肥料の被膜殻対策

★【新】省資源化（耐用年数の長い農業資材への切替え等）

★の取組みは、価格高騰対策の一環として
一定数が優先採択されます

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

【改】 【事業実施主体】

(1) 協議会 ※赤字は必須構成員

(構成員：県（普及組織）または農業協同組合（営農指導事業担当）、
農業者、農薬メーカー、肥料メーカー、農機メーカー、
市町村、実需者 等)

(2) 市町村

※都道府県（普及組織）または農業協同組合（営農指導事業担当）の
参加必須

(3) 農業協同組合

※ (1) ~ (3) いずれの場合も、農業者の参加必須

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【支援内容】

ア グリーンな栽培体系の検討 **(※必須)**

検討会の開催、グリーンな栽培体系の検証、栽培マニュアル・
産地戦略の策定

イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業 機械等の導入

検証に必要となるスマート農業機械等を導入し、環境負荷低減
及び省力化の効果を検証

ウ 消費者理解の醸成

検討する栽培体系により生産する農産物への理解醸成のための
セミナーの開催や産地での農業体験の実施 等

(3)グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【補助率】

定額（機械導入に係る経費のみ2分の1以内）

※上限 300万円

複数の取組、有機農業について検証する場合

上限 360万円

+検証に必要なスマート農業機械等を導入（リースまたは購入）する場合は導入費1/2上乗せ

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【成果目標】

実証した内容に基づく 「栽培マニュアルの作成」 及び

「産地戦略の策定」

【申請の流れ】

(1) (協議会等) ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

(2) 協議会等 ⇒ 農業農村支援センター

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

【申請書類】

- 調査様式 2
- 事業実施計画書(別紙様式第 3 号)
- 別紙様式第 3 号別添
- (※協議会の場合)協議会規約、会計規約等
- (※協議会の場合)協議会構成員名簿
- 導入する環境にやさしい農業・省力化技術の効果がわかる資料
- (※スマート農業機械等を導入する場合)別紙「導入計画書」
- (※スマート農業機械等を導入する場合)
導入予定の機械等の概要がわかる資料
- (※配分基準の 8 のiiiを選択する場合)
輸出事業計画の作成年月及び輸出先国の求める生産物に対応する
ための栽培体系を検討することが分かる資料
- 経費の根拠資料(見積書、カタログ、単価が記された会計規約等)

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【留意事項】

「グリーンな栽培体系」

= 「環境にやさしい栽培技術」と

「省力化に資する技術」を組み合わせた栽培体系



両方の技術を取り入れた栽培体系の実証

に取組み、

両方の技術を含む「栽培マニュアル」を作成

する必要があります！

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

【留意事項】

- ◎ **栽培体系**の条件 (⇒**導入する技術以外**も含めた全体にかかる)
 - ・ 定植前準備～収穫後作業までの一連の流れの中で、環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を両方取り入れる
 - ・ 化学農薬の使用量（リスク換算）が現在の栽培体系から増加しない
 - ・ 化学肥料の使用量、プラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系から増加しない

- ◎ 環境にやさしい栽培技術は、試験研究機関等において環境負荷低減の効果が認められているもの

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【留意事項】

◎ 「栽培体系の条件」は導入する技術以外も含めた**全体**にかかります！

×例) 元肥を化成肥料（被覆肥料ではない）から

有機質肥料に変更 **【化学肥料の使用量低減】**

⇒元肥の肥料成分が減ってしまうので、追肥で「一発肥料（被覆肥料）」を増やして補おう！は**NGです！**

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

【留意事項】

県では「**環境にやさしい農業技術現地実証事業**」を実施

グリーンな栽培体系への転換サポートは、

- ① 事業期間が**原則 1 年間**
- ② 成果品としてマニュアル・産地戦略の作成が必要
- ③ ②に基づき、**5 年間で産地に技術を普及**

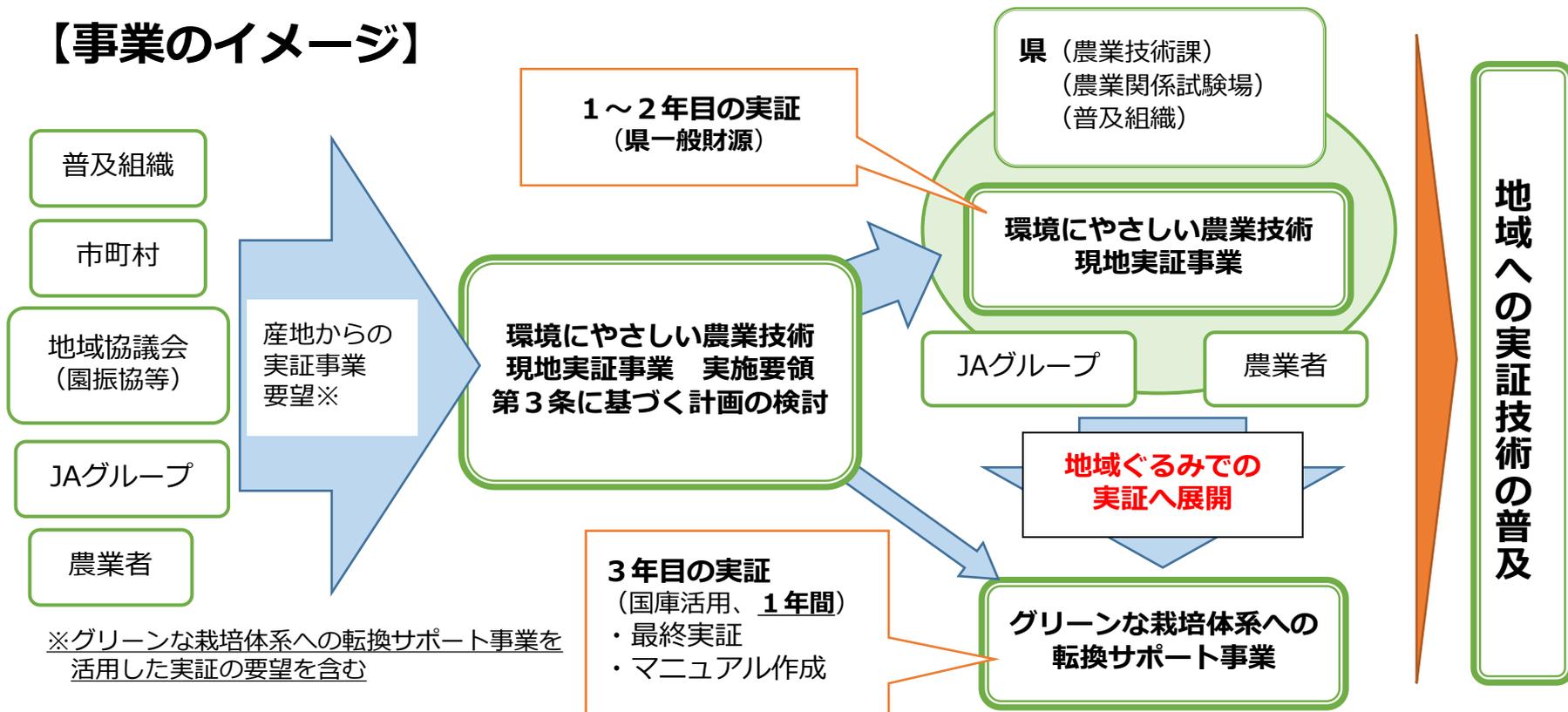
⇒円滑な実施・普及のため、実証事業実施要領に基づき計画（実証）内容を検討。

必要に応じて、現地実証事業を含めた2～3年間の事業計画となるよう、実証試験の設計を支援します！

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【事業のイメージ】



本事業の実施を希望される場合は、県現地実証事業の活用も含め、ご検討ください！

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【目的】

環境負荷低減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGs ※に対応し、環境負荷低減と収益性向上を両立したモデル産地を育成する

※化石燃料の使用量削減と生産性向上の両立を目指す

【事業実施主体】 協議会 ※**赤字**は必須構成員

(構成員：県（普及組織または農業関係試験場） または市町村、農業者（原則5戸以上※）、農業用機械メーカー、JA等）

※支援内容が「省エネ機器設備・資材の導入実証」を実施しない場合は2戸以上でも可

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【支援内容】

ア SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催

先進地の視察や外部専門家の助言等をもとに、方策等を検討するための会議の開催

イ マニュアル作成・情報発信

得られた知見等を普及啓発するためのマニュアルや技術講習会資料、実証成果報告書等の作成

ウ 環境影響評価の実施

化石燃料の使用量削減等の環境負荷低減の効果や評価について、専門家等を招いた技術指導や委託を行う

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【支援内容】

工 新技術の実証

SDGsに対応した新技術や、農業分野ではまだ普及していないSDGsに資する技術の実証

才 省エネ機器設備・資材の導入実証

施設園芸における化石燃料の使用量削減に資する省エネ機器設備や資材等の導入を行い、化石燃料の使用量削減の実証を行う

※**ア**の取組みは必須

工または**才**を実施する場合、**イ・ウ**の取組み必須

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【補助率】

- ・ **ア～エ**の取組み **定額**
- ・ **オ**の取組み **2分の1以内**

※ **エ**に取組む場合は上限7,000万円

オのみに取り組む場合においては上限2,500万円

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【成果目標】

品目毎に化石燃料（A重油等）の使用量の低減割合と、
単収当たりの化石燃料（A重油等）の使用量の低減割合を
設定

※支援内容ア「検討会の開催」のみに取り組む場合

- ・ 新技術による栽培実証や省エネ機器設備等の活用に向けた検討会を複数回実施
- ・ 1事例以上の設備導入又は地域モデルの整理を行うこと

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【申請の流れ】

- (1) 協議会等 ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター
- (2) 協議会等 ⇒ 農業農村支援センター

【申請書類】

- 調査様式2
- 事業実施計画書(別紙様式第4号)
- 別紙様式第4号別添2-1、2-2
- 別紙様式第4号第7に記載の添付書類

(5) バイオマス地産地消の推進

【目的】

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用により、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの調達における環境負荷低減を推進

【事業実施主体】

- (1) 地方公共団体
- (2) 民間団体等

(5) バイオマス地産地消の推進

【支援内容】

ア バイオ液肥散布車の導入

メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の運搬・散布に必要なバイオ液肥散布車の購入又はリース方式による導入を支援

イ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

バイオ液肥等を肥料としてほ場で利用するに当たり、肥料としての効果を分析・実証するために必要な肥効分析、現地調査・実証を支援

(5) バイオマス地産地消の推進

【補助率】

- ・ アの取組み **2分の1以内**
- ・ イの取組み **定額** ※上限500万円

【成果目標】 ※詳細は各事業計画書内の注釈等を参照

事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定

【申請の流れ】

民間団体等 ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

(5) バイオマス地産地消の推進

【申請書類】

◎ アの取組み

- 調査様式 1
- 実施計画書(別紙様式第 5 号)
- 別紙様式第 5 号別添(1)
- 別紙様式 5 - 1 ~ 5 - 3
- 別紙(添付書類)に定める資料
- (※特認団体が事業実施主体となる場合)別紙様式第 8 号

(5) バイオマス地産地消の推進

【申請書類】

◎イの取組み

- 調査様式 1
- 実施計画書(別紙様式第 5 号)
- 別紙様式第 5 号別添(2)
- 別紙様式 5 - 3
- 別紙様式第 5 号別添(2)の第 1 (添付書類)で定める添付資料
- (※特認団体が事業実施主体となる場合)別紙様式第 8 号

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【目的】

エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用など、エネルギーの地産地消を実現する

【事業実施主体】

- (1) 地方公共団体
- (2) 民間団体等

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【支援内容】

ア バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策

(生産基盤強化モデル)

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備

イ 地域資源循環の高度化（地域一体モデル）

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向け、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【支援内容】

ウ バイオマス新技術活用モデルの構築

(スマート技術モデル)

これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【対象施設】

ア 新設施設

事業採算性が確保できると認められる施設及びこれら施設の附帯施設

イ 成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減、副産物の有効利用、災害時対応等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

(6)バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【補助率】

2分の1以内

※**ア**の取組み：上限3億円

イの取組み：上限5,000万円（機器等1件当たり）

【成果目標】 ※詳細は各事業計画書内の注釈等を参照

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等

※**イ** 成果拡大施設の場合は、増設・改造により拡大する量や
非常時における効果について記載

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【申請の流れ】

民間団体等 ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

【申請書類】

- 調査様式 3
- 実施計画書(別紙様式第 6 号)
- 別紙様式第 6 号別添
- 別紙様式第 6 - 1 ~ 6 - 5
- 別紙様式第 6 号の別紙(添付書類)で定める書類
- (※特認団体が事業実施主体となる場合)別紙様式第 8 号

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【留意事項】

大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる施設を整備するとともに、地方公共団体の地域防災計画協定に位置付けられる等、災害時の地域レジリエンスの強化に貢献する事業実施計画となっていること

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【目的】

化学肥料の代替となる生産資材やバイオ炭の製造・広域流通や、環境負荷低減農林水産物の需要拡大・流通の合理化に必要な施設整備等の取組を支援

(※通称『みどりハード・ソフト』)

【事業実施主体】

- (1) 地方公共団体
- (2) 民間団体等

※みどりの食料システム法第39条第1項に基づき「基盤確立事業実施計画」の申請を行い、認定を受けており、かつ認定計画において当該施設整備等を行う旨が記載されていること。

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

◎ 代替肥料

国内の未利用資源である家畜排せつ物や下水汚泥資源、食品残さ等を生かした、化学肥料の代替となる生産資材（化学肥料と一部混合した肥料を含む）

◎ バイオ炭

燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物

◎ 環境負荷低減農林水産物

有機農産物または特別栽培農産物等、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【支援内容】

ア 機械・施設の整備またはこれらの補改修

(付帯設備含む) (ハード)

- ・ 代替肥料やバイオ炭等の生産及び広域的な流通を図るために必要な機械・施設
- ・ 環境負荷低減農林水産物の流通の合理化を図るために必要な機械・施設

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【支援内容】

イ 調査、検査・分析、実証試験等 (ソフト)

- ・ 利用可能な未利用資源や調達先となる生産者の調査、検討等
- ・ 資材の品質の検査・分析やほ場での栽培実証、広域的な流通を推進するための実証等
- ・ 上記検証の結果結果を取りまとめ、パンフレット等の印刷など、事業成果についての情報発信

【補助率】

- ・ アの取組み **2分の1以内** ※上限1億5,000万円
- ・ イの取組み **定額** (リース費は2分の1以内) ※上限6,500万円

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【成果目標】 ※詳細は各事業計画書内の注釈等を参照

◎資材の生産・販売

代替肥料やバイオ炭等の普及拡大による環境負荷の低減への寄与の観点から根拠等を適切に設定

◎流通の合理化

環境負荷低減の効果の増進又は取り扱う農林水産物の付加価値の向上への寄与の観点から根拠等を適切に設定

【申請の流れ】

民間団体等 ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【申請書類】

◎ソフト事業のみの場合

- 調査様式 2 (推進事業)
- 実施計画書(別紙様式第 7 号)
- 別紙様式第 7 - 1 ~ 7 - 3
- 別紙様式第 7 - 1 (12)で定める添付資料
- 別紙様式第 7 号の別紙(添付書類)で定める書類

◎ハード事業を行う場合

- 調査様式 3 (整備事業)
- 実施計画書(別紙様式第 7 号)
- 別紙様式第 7 - 4 ~ 7 - 6
- 別紙様式第 7 - 4 (15)で定める添付資料
- 別紙様式第 7 号の別紙(添付書類)で定める書類

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【留意事項】

本事業の実施にあたっては、あらかじめ、みどりの食料システム法に基づく「**基盤確立事業実施計画※**」の申請を行い、**交付申請までに国の認定を受ける**必要があります

※基盤確立事業実施計画

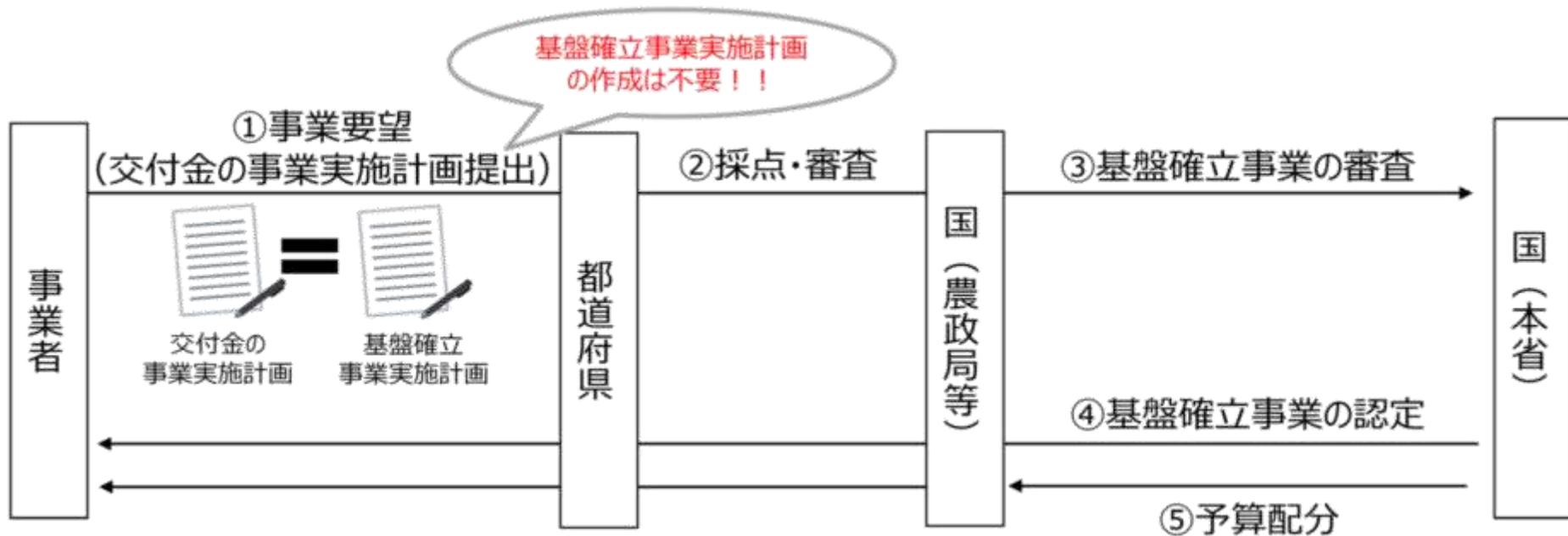
機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等が、生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大などに取組む計画

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【交付金申請と基盤確立事業実施計画認定の流れ】

交付金の事業計画書が、基盤確立事業実施計画認定申請の
計画書の代わりになります



◆ハード事業（バイオマス・みどりハード）の留意事項

◎原料調達・販路の安定性、持続性

- ・原料として使用するバイオマスや肥料原料の調達手段の確保が見込まれること
- ・製造した製品の販路、利用先の確保が見込まれること

◎費用対効果分析（別記6-1、6-2の第6）

- ・妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること

投資効率 = 妥当投資額 ÷ 総事業費

妥当投資額 = 年総効果額 ÷ 還元率 - 廃用損失額

◆ハード事業（バイオマス・みどりハード）の留意事項

◎ 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

- ・ 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること
- ・ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること
- ・ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること
- ・ 肥料については、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請又は届出を行う予定または行ったものであること
- ・ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること

【お問合せ先】

◎ 活用を希望される場合は、お近くの農業農村支援センターまでご相談ください！

- | | |
|------------------|--------------------|
| ○佐久農業農村支援センター | TEL : 0267-63-3147 |
| ○上田農業農村支援センター | TEL : 0268-25-7126 |
| ○諏訪農業農村支援センター | TEL : 0266-57-2913 |
| ○上伊那農業農村支援センター | TEL : 0265-76-6813 |
| ○南信州農業農村支援センター | TEL : 0265-53-0413 |
| ○木曾農業農村支援センター | TEL : 0264-25-2220 |
| ○松本農業農村支援センター | TEL : 0263-40-1916 |
| ○北アルプス農業農村支援センター | TEL : 0261-23-6511 |
| ○長野農業農村支援センター | TEL : 026-234-9514 |
| ○北信農業農村支援センター | TEL : 0269-23-0209 |